

川崎市交通局告示第3号

公金徴収業務の委託について

上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号）第33条の2の規定に基づき告示します。

令和7年3月26日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市川崎区日進町12番17 日本スタンダードビル

名 称 高千穂産業 株式会社

代表者 代表取締役 三谷 輝夫

2 委託業務の種類

上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の徴収業務

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで